

1 部門目標

- ・医療機器保守点検の拡充
- ・生命維持管理装置の操作における安全性の確立

2 業務体制・スタッフ

臨床工学技士法は昭和 62 年 5 月に国会を通過し、昭和 63 年 4 月に施行された法律で、臨床工学技士の定められた業務は主として、「医師の指示により生命維持管理装置の操作及び保守点検」となっています。

臨床面では、循環状態の不安定な患者様に使用する補助循環装置、腎臓機能低下時に使用する血液浄化装置、心臓カテーテル検査時に患者様の血行動態を監視する患者監視装置等の操作を医師の指示の下に行っています。また、ペースメーカ外来を週 1 度行っており、医師の指示の下ペースメーカアナライザを使用し患者様のペースメーカ管理を行っております。その他アフェレーシスなども多く施行しております。

工学面では、臨床で使用する医療機器、生命維持管理装置等の保守点検を行い、使用時における機器のトラブルの低減に努めています。夜間・休日の緊急時は、院外待機をしており、呼び出し後は所属科医師の指示に従い臨床治療に参画しております。

3 業務実績

<30 年度臨床業務>

心臓カテーテル業務：412 件

IABP 装置：6 回

PCPS 装置：1 回

CART：31 回

CRRT：8 回

ペースメーカ外来

<点検業務>点検回数

輸液ポンプ (126)：5179 回

シリンジポンプ (103 台)：2637 回

経腸栄養ポンプ (6 台)：49 回

除細動器 (8 台)：373 回

AED (6 台)：1349 回

透析装置 (1 台)：243 回

人工呼吸器 (18 台)：48 回

アイノフローDS：5 回

人工呼吸器 (IPPV,NPPV,NHF) ラウンド

4 1年間の総括

臨床業務に置いては前年度と大きく変わることはないのですが、なかでも腹水濃縮再静注業務（CART）が増加傾向にあります。がん拠点病院としての治療法の一つとしてCARTが見直され、今後も増加傾向をたどると予想されることから当科も関係部署と連携を図り、有効な治療をより患者様側にたった目線に関わっていきたいと考えております。医療機器点検業務に関しましては、輸液ポンプ、シリンジポンプの院内在庫数の見直しを図り適性台数による運用を実施致しました。

5 今後の目標

我々、臨床工学技士の基本方針は高度医療機器が増す病院のスタッフとし、急性期から慢性期にかけて、我々は高度救急医療に伴い必要とされるME機器の操作、保守点検を強化することで、より安全性と、質の高い診療提供の補助に貢献することを目標に今後も努力し邁進してまいります。